

法人関係書類閲覧規程

(目的)

第1条 この規程は、当会の業務及び財務に係わる書類を、一般の閲覧に供するために必要な事項を定めるものとする。

(公開情報)

第2条 一般の閲覧に供する資料は次のものとする。

定款

役員名簿

会員名簿（但し会員の個人情報漏洩目的でないものに限定する）

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

事業計画書

収支予算書

(閲覧方法・閲覧場所)

第3条 事務局において、第2条に定める情報を常に備えておき、閲覧希望があった場合は特段の問題が無い限り、事務局にて閲覧に供するものとする。

なお定款および当該年度の役員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、次年度の事業計画案、収支予算案に関しては、社団法人日本臨床工学技士のホームページでも閲覧可能とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧可能時間は、事務局の休日を除き、職員の就業時間内とする。

(その他)

第5条 閲覧を希望する者は、少なくとも閲覧希望日の3日前迄に事務局に連絡し、閲覧申請書に住所、指名、閲覧希望情報名、その他必要な事項を記入し、事務局宛に提出しなければならない。

2 情報を閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

3 専務理事は、情報を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号に該当する時は閲覧を停止させ、又は禁止することが出来る。

- ・前条の規定に違反したとき
- ・当会の指示に従わないとき
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められるとき

附則

1. この規程は平成16年5月23日から施行する。
2. 平成20年度総会承認により、第3条を改正し、平成20年5月18日より施行する。